

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
実用新案登録第3172808号  
(U3172808)

(45) 発行日 平成24年1月12日(2012.1.12)

(24) 登録日 平成23年12月14日(2011.12.14)

(51) Int.Cl.		F 1	
A 4 1 D	13/12	(2006.01)	A 4 1 D 13/12
A 4 1 B	9/12	(2006.01)	A 4 1 B 9/12 Z

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 実願2011-6053 (U2011-6053)  
 (22) 出願日 平成23年10月17日(2011.10.17)

(73) 実用新案権者 311013890  
 八巻 哲郎  
 宮城県角田市佐倉字一本木町54-5  
 (74) 代理人 100131026  
 弁理士 藤木 博  
 (74) 代理人 100083437  
 弁理士 佐々木 實  
 (72) 考案者 八巻 哲郎  
 宮城県角田市佐倉字一本木町54-5

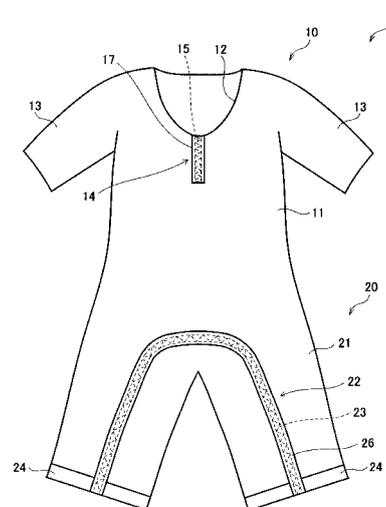
(54) 【考案の名称】 介護下着

(57) 【要約】

【課題】 オムツの中に手を入れられない介護下着を提供する。

【解決手段】 上半身を覆う上体部10と、下半身を覆い、股部を有する下体部20とを備える。上体部10と下体部20とは、上下方向の接続部における縫い目がなく、連続して形成されている。下体部20には、右脚の前中央部下端から股上を通り左脚の前中央部下端までを切り開く股開口部22が設けられており、股開口部22は、股開閉ファスナー23により開閉可能とされている。下体部20の下端部には、脚に締め付ける脚締め付け部24が設けられている。

【選択図】 図1



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

上半身を覆う上体部と、少なくとも腰から大腿部の上側 1 / 2 までの下半身を覆い、股部を有する下体部とを備え、

前記上体部と前記下体部とは、上下方向の接続部における縫い目がなく、連続して形成され、

前記下体部には、右脚の前中央部下端から股上を通り左脚の前中央部下端までを切り開く股開口部が設けられ、

前記股開口部は、股開閉ファスナーにより開閉可能とされており、

前記下体部の下端部には、脚に締め付ける脚締め付け部が設けられた

ことを特徴とする介護下着。

10

**【請求項 2】**

前記股開口部には、前記股開閉ファスナーの身体側に、前記股開閉ファスナーと身体との接触を防止する股開口保護部が設けられると共に、前記股開閉ファスナーの外側に、前記股開閉ファスナーを覆う股開口被覆部が設けられ、

前記股開閉ファスナーの閉め終わり側には、前記股開口被覆部を前記下体部の対向部に対して固定する固定具が設けられた

ことを特徴とする請求項 1 記載の介護下着。

**【請求項 3】**

前記上体部の前側には、襟ぐりから下方に向かい、開口を広げるための襟ぐり開閉部が設けられ、

前記襟ぐり開閉部は、襟ぐりファスナーにより、襟ぐり側を閉め始めとして開閉可能とされ、

前記襟ぐりファスナーの閉め終わり側には、前記襟ぐりファスナーのハンドルを挿入する挿入ポケットが設けられた

ことを特徴とする請求項 1 または請求項 2 記載の介護下着。

20

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本考案は、介護に適した介護下着に関する。

30

**【背景技術】****【0002】**

介護が必要な人の場合、上半身と下半身とで別々の下着を着用すると、腰からオムツの中に手を入れてしまい、周りを汚してしまう場合がある。そこで、シャツとパンツとを縫い合わせ、パンツの股の部分を持ち離して、面状ファスナーにより着脱可能とすることが考えられる。しかし、この場合、オムツの上からは手を入れることができないが、パンツの股下からオムツの中に手が入ってしまう。

**【0003】**

また、パンツの股下から手が入らないように、シャツと五分丈のパンツとを縫い合わせ、パンツの股の部分を持ち離して、ホックで着脱可能とすることも考えられる。しかし、この場合は、ホックとホックの間から、又は、パンツの裾を股下まで捲り上げて、オムツの中に手が入ってしまう。よって、オムツの中に手を入れられない介護下着が望まれていた。

40

**【0004】**

なお、公知技術としては、例えば、シャツと長丈パンツとを縫い合わせ、長丈パンツの股下部を持ち開き、ファスナーで開閉可能としたものがある（特許文献 1 参照）。しかしながら、特許文献 1 に記載の下着では、パンツの裾がゆるいので、裾を捲り上げてオムツの中に手を入れてしまうという問題を解決することができない。また、シャツとパンツとを縫い合わせているので、縫い目があり、着心地が悪く、床ずれができやすいという問題もあった。更に、股下にファスナーを設けているので、介護人が世話をし難いという問題

50

もあった。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】実用新案登録第3078287号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0006】

本考案は、このような問題に基づきなされたものであり、オムツの中に手を入れられない介護下着を提供することを目的とする。

10

【課題を解決するための手段】

【0007】

本考案の介護下着は、上半身を覆う上体部と、少なくとも腰から大腿部の上側1/2までの下半身を覆い、股部を有する下体部とを備え、上体部と下体部とは、上下方向の接続部における縫い目がなく、連続して形成され、下体部には、右脚の前中央部下端から股上を通り左脚の前中央部下端までを切り開く股開口部が設けられ、股開口部は、股開閉ファスナーにより開閉可能とされており、下体部の下端部には、脚に締め付ける脚締め付け部が設けられたものである。

【考案の効果】

【0008】

本考案の介護下着によれば、上体部と下体部とを上下方向の接続部における縫い目がなく連続して形成するようにしたので、上体部と下体部との間から手を入れることを防止することができると共に、縫い目による着心地の悪さ及び床ずれを防止することができる。また、股開口部の位置を、右脚の前中央部下端から股上を通り左脚の前中央部下端までとするようにしたので、股開閉ファスナーの開閉を容易とすることができ、介護しやすくすることができる。更に、下体部の下端部に、脚締め付け部を設けるようにしたので、下端部を捲り上げて下から手を入れることを防止することができる。

20

【0009】

また、股開閉ファスナーと身体との接触を防止する股開口保護部を設けるようにすれば、股開閉ファスナーを開閉する際に、肌又は体毛を挟むことを防止することができる。更に、股開閉ファスナーを覆う股開口被覆部を設け、その閉め終わり側に、股開口被覆部を下体部の対向部に対して固定する固定具を設けるようにすれば、股開閉ファスナーのハンドルをロックした状態に固定することができ、着用時に股開閉ファスナーが開いてしまったり、着用者が股開閉ファスナーを開けて、中に手を入れてしまうことを防止することができる。

30

【0010】

加えて、襟ぐりから下方に向かい、開口を広げるための襟ぐり開閉部を設けるようにすれば、例えば、オムツから排泄物が漏れてしまい、介護下着が汚れてしまった場合に、襟ぐり開閉部を開けて、肩から下に脱がすことができる。更にまた、襟ぐり開閉部に、襟ぐり側を閉め始めとして襟ぐりファスナーを設け、その閉め終わり側に、襟ぐりファスナーのハンドルを挿入する挿入ポケットを設けるようにすれば、襟ぐりファスナーのハンドルをロックした状態に固定することができ、着用時に襟ぐりファスナーが開いてしまったり、着用者が襟ぐりファスナーを開けて、中に手を入れてしまうことを防止することができる。

40

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】本考案の一実施の形態に係る介護下着の構成を表す図である。

【図2】図1に示した襟ぐり開閉部の構成を表す断面図である。

【図3】図1に示した襟ぐり開閉部の構成を表す図である。

【図4】図1に示した股開口部の構成を表す断面図である。

50

【図5】図1に示した下体部の下端部の構成を表す図である。

【考案を実施するための形態】

【0012】

以下、本考案の実施の形態について、図面を参照して詳細に説明する。

【0013】

図1は、本考案の一実施の形態に係る介護下着1の構成を表すものである。この介護下着1は、例えば、柔らかく伸縮性のある布地により構成されており、上半身を覆う上部10と、下半身を覆い、股部を有する下部20とを備えている。上部10と下部20とは、上下方向の接続部における縫い目がなく、連続して形成されている。

【0014】

上部10は、例えば、肩から腰の上までを覆う胴体部11を有し、胴体部11には、例えば、襟ぐり12及び袖13が設けられている。袖13は、半袖、七分袖、長袖などのいずれでもよく、また、袖13を設けずにノースリーブとしてもよい。上部10の前側には、例えば、襟ぐり12から下方に向かい、開口を広げるための襟ぐり開閉部14が設けられていることが好ましい。襟ぐり開閉部14には、例えば、襟ぐりファスナー15が取り付けられており、襟ぐり12の側を閉め始めとして開閉可能とされていることが好ましい。

【0015】

襟ぐり開閉部14の長さは、10cmから20cm程度が好ましく、平均的には15cm程度が好ましい。襟ぐり12の後側中央部から前側中央部の下がり量は、例えば、18cmから22cm程度とすることが好ましく、平均的には20cm程度とすることが好ましい。排泄物がオムツから漏れてしまった場合等に、襟ぐり開閉部14を開けて、肩から下に脱がし、着替えさせることができるからである。

【0016】

下部20は、少なくとも腰から大腿部の上側1/2までの下半身を覆う下部本体21を有している。下部20の長さは、例えば、大腿部の上側1/2から膝まで程度とすることが好ましい。また、下部20は、下部本体21の右脚の前中央部下端から股上を通り左脚の前中央部下端までを切り開く股開口部22を有しており、股開口部22は、股開閉ファスナー23により開閉可能とされている。股開口部22を右脚及び左脚の前中央部に設けるようにすれば、介護者が股開閉ファスナー23を容易に開閉することができるので好ましい。なお、右脚及び左脚の前中央部というのは、右脚又は左脚の前中心から左に2cm離れた位置から右に2cm離れた位置までの領域である。

【0017】

下部20は、また、下端部に、脚に締め付ける脚締め付け部24を有している。下部20の下端部を脚に密着させて固定することにより、下端部を捲り上げて下から手を入れることを防止することができるからである。脚締め付け部24は、例えば、ベルトや面状ファスナーなどにより体に合わせて締め付けるようにすることが好ましい。

【0018】

図2は、襟ぐり開閉部14の断面構造を表すものである。図2に示したように、襟ぐり開閉部14には、例えば、襟ぐりファスナー15の身体側に、襟ぐりファスナー15と身体との接触を防止する襟ぐりファスナー保護部16が設けられていることが好ましい。襟ぐりファスナー15の外側には、例えば、襟ぐりファスナー15を覆う襟ぐりファスナー被覆部17が設けられていることが好ましい。襟ぐりファスナー被覆部17は、例えば、襟ぐりファスナー15の横方向の中心から1cm程度引き出した位置まで被覆するようにすることが好ましい。

【0019】

図3は、襟ぐり開閉部14を前から見た構成を表すものである。図3に示したように、襟ぐりファスナー15の閉め終わり側、すなわち、襟ぐり開閉部14の開閉基端側には、襟ぐりファスナー15のハンドル15Aを挿入する挿入ポケット18が設けられていることが好ましい。襟ぐりファスナー15のハンドル15Aをロックした状態に固定すること

10

20

30

40

50

ができ、着用時に襟ぐりファスナー 15 が開いてしまったり、着用者が襟ぐりファスナー 15 を開けて、中に手を入れてしまうことを防止することができるからである。

【0020】

図4は、股開口部22の断面構造を表すものである。股開口部22には、例えば、襟ぐり開閉部14と同様に、股開閉ファスナー23の身体側に、股開閉ファスナー23と身体との接触を防止する股開口保護部25が設けられていることが好ましい。股開閉ファスナー23を開閉する際に、肌又は体毛を挟むことを防止することができるからである。また、股開閉ファスナー23の外側には、例えば、襟ぐり開閉部14と同様に、股開閉ファスナー23を覆う股開口被覆部26が設けられていることが好ましい。股開口被覆部26は、例えば、股開閉ファスナー23の横方向の中心から1cm程度引き出した位置まで被覆するようにすることが好ましい。

10

【0021】

図5は、下体部20の下端部の構成を表すものである。図5に示したように、股開閉ファスナー23の閉め終わり側には、股開口被覆部26を下体部20の対向部に対して固定するホックなどの固定具27が設けられていることが好ましい。股開閉ファスナー23のハンドル23Aをロックした状態に固定することができ、着用時に股開閉ファスナー23が開いてしまったり、着用者が股開閉ファスナー23を開けて、中に手を入れてしまうことを防止することができるからである。固定具27は、例えば、股開閉ファスナー23の閉め終わり側において、股開口被覆部26の幅を部分的に広く、例えば幅を2.5cm程度にして、その幅方向の端部に設けることが好ましい。

20

【0022】

この介護下着1では、介護に際し、介護者が股開口部22を開けてオムツを交換する。排泄物がオムツから漏れて介護下着1が汚れてしまった場合には、襟ぐり開閉部14を開けて、肩から下に脱がし、着替えさせる。また、着用時には、下体部20の下端部に脚締め付け部24が設けられているので、着用者が下端部を捲り上げて下から介護下着1の中に手を入れることが防止される。更に、襟ぐりファスナー15及び股開閉ファスナー23がロックされているので、ファスナーが自然に開いたり、着用者が開けてしまうことが防止される。

【0023】

このように本実施の形態の介護下着1によれば、上部部10と下体部20とを上下方向の接続部における縫い目がなく連続して形成するようにしたので、上部部10と下体部20との間から手を入れることを防止できると共に、縫い目による着心地の悪さ及び床ずれを防止することができる。また、股開口部22の位置を、右脚の前中央部下端から股上を通り左脚の前中央部下端までとするようにしたので、股開閉ファスナー23の開閉を容易とすることができ、介護しやすくすることができる。更に、下体部20の下端部に、脚締め付け部24を設けるようにしたので、下端部を捲り上げて下から手を入れることを防止することができる。

30

【0024】

また、股開閉ファスナー23と身体との接触を防止する股開口保護部25を設けるようにすれば、股開閉ファスナー23を開閉する際に、肌又は体毛を挟むことを防止することができる。更に、股開閉ファスナー23を覆う股開口被覆部26を設け、その閉め終わり側に、股開口被覆部26を下体部20の対向部に対して固定する固定具27を設けるようにすれば、股開閉ファスナー23のハンドル23Aをロックした状態に固定することができ、着用時に股開閉ファスナー23が開いてしまったり、着用者が股開閉ファスナー23を開けて、中に手を入れてしまうことを防止することができる。

40

【0025】

加えて、襟ぐり12から下方に向かい、開口を広げるための襟ぐり開閉部14を設けるようにすれば、例えば、オムツから排泄物が漏れてしまい、介護下着1が汚れてしまった場合に、襟ぐり開閉部14を開けて、肩から下に脱がすことができる。更にまた、襟ぐり開閉部14に、襟ぐり12の側を閉め始めとして襟ぐりファスナー15を設け、その閉め

50

終わり側に、襟ぐりファスナー 15 のハンドル 15 A を挿入する挿入ポケット 18 を設けるようにすれば、襟ぐりファスナー 15 のハンドル 15 A をロックした状態に固定することができ、着用時に襟ぐりファスナー 15 が開いてしまったり、着用者が襟ぐりファスナー 15 を開けて、中に手を入れてしまうことを防止することができる。

【0026】

以上、実施の形態を挙げて本考案を説明したが、本考案は上記実施の形態に限定されるものではなく、種々変形可能である。例えば、図 2 では、襟ぐりファスナー保護部 16 及び襟ぐりファスナー被覆部 17 を襟ぐりファスナー 15 の同一側に設けるようにしたが、襟ぐりファスナー 15 の両側に別々に設けるようにしてもよい。股開閉ファスナー保護部 25 及び股開閉ファスナー被覆部 26 についても、同様に、股開閉ファスナー 23 の同一側に共に設けてもよいが、両側に別々に設けるようにしてもよい。

10

【産業上の利用可能性】

【0027】

介護が必要な人の下着として用いることができる。

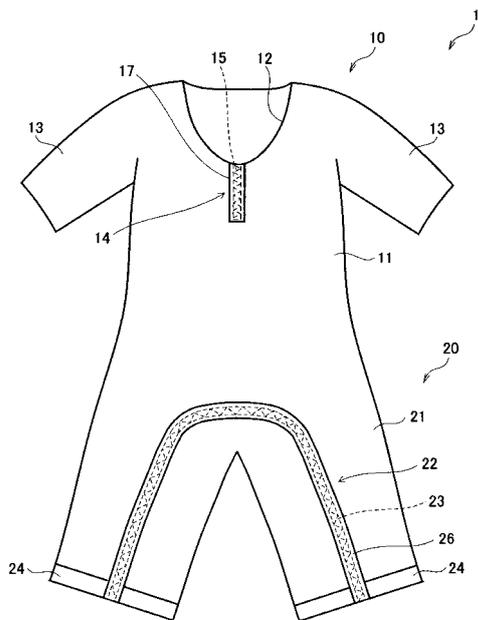
【符号の説明】

【0028】

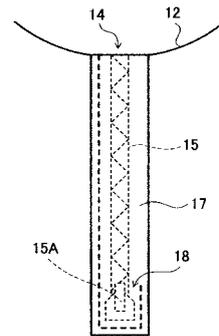
1 ... 介護下着、10 ... 上部部、11 ... 胴体部、12 ... 襟ぐり、13 ... 袖、14 ... 襟ぐり開閉部、15 ... 襟ぐりファスナー、15 A ... ハンドル、16 ... 襟ぐりファスナー保護部、17 ... 襟ぐりファスナー被覆部、18 ... 挿入ポケット、20 ... 下部部、21 ... 下体本体、22 ... 股開口部、23 ... 股開閉ファスナー、23 A ... ハンドル、24 ... 脚締め付け部、25 ... 股開口保護部、26 ... 股開口被覆部、27 ... 固定具

20

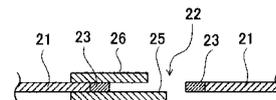
【図 1】



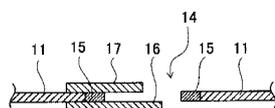
【図 3】



【図 4】



【図 2】



【 図 5 】

